

分別収集計画

札幌市

令和4年6月

目 次

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 計画策定の意義 | 1 |
| 2 | 基本方向 | 1 |
| 3 | 計画期間 | 1 |
| 4 | 対象品目 | 2 |
| 5 | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) | 2 |
| 6 | 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) | 2 |
| 7 | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) | 4 |
| 8 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号) | 5 |
| 9 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 | 6 |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) | 6 |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) | 6 |
| 12 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 | 8 |

札幌市分別収集計画

1 計画策定の意義

これまで、我が国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済・ライフスタイルにより、多くの物質的豊かさを享受してきたが、この豊かな社会は、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境への悪影響や限りある資源の浪費、増大するごみ処理経費や最終処分場の確保など、さまざまな問題を引き起こしてきたのも事実である。

本計画は、このような課題に対応していくため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本市は、平成20年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画である「スリムシティさっぽろ計画」に基づき、平成21年7月に家庭ごみ有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」などを含む「新ごみルール」を実施した結果、市民一人ひとりの取組が結実し、大幅なごみの減量に成功した。

しかしながら、「燃やせるごみ」（可燃ごみ）の中には、未だに多くの資源物が出されていることから、平成30年3月に策定した「新スリムシティさっぽろ計画」において、3Rのうち、2R（リデュース・リユース）を優先しながら、分別・排出ルールの取組を推進し、紙類や容器包装プラスチックについての適正排出をより一層促進していくこととしている。

2 基本的方向

本計画は、新スリムシティさっぽろ計画との整合をもとに、循環型社会の構築を目指すものと位置づけられることから、その基本的な方向は、新スリムシティさっぽろ計画の基本方針を準拠のうえ、以下の点のバランスを取りながら、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組んでいくものとする。

(1) 環境

2Rの取組と資源化推進によって、環境負荷が可能な限り少ない社会を目指す

(2) 協働

市民・事業者・行政の連携による、ごみ減量・リサイクルの取組推進を目指す

(3) 安心

だれもが安心してごみ出しできる体制を目指す

(4) 効率

費用対効果を考慮し、コストの最適化を目指す

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

| | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 容器包装廃棄物 | 112,800 t | 112,400 t | 111,700 t | 111,100 t | 110,600 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

以下に掲げる施策を通して、容器包装廃棄物の排出抑制に努めるものとする。

(1) ごみ減量アクションプログラム支援事業(さっぽろスリムネット事業)

市民・事業者・行政（市）が協働でごみ減量に取り組むために設立した「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）」において、スーパーマーケット事業者と協力してダンボール回収拠点づくりを支援する。また、海洋プラスチックごみ問題に関する、パネル展示、紙芝居の作成、講演会等を通じて使い捨てプラスチック容器包装削減のための普及啓発を進める。

(2) 海洋プラスチックごみ削減に向けた取組の推進

世界的に問題となっている海洋プラスチックについて、札幌市は、直接、海と接してはいないが、河川等を通じて海洋汚染を生じさせることがないとは言えないことから、プラスチックごみ削減に向けて取り組む必要がある。

取組として、レジ袋有料化をはじめとする事業者の取組を支援し、より一層のレジ袋削減を進めるため、「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を事業者・消費者団体などと締結（令和4年4月現在、10事業者、7団体）している。

(3) 出前講座などの普及啓発事業

市民及び事業者に対して、ごみの減量や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発に努め、出前講座を実施するほか、児童を対象とした出前教室の充実を図る。

(4) 集団資源回収奨励金制度

古紙類、びん類、金属類及び布類を集団で回収する町内会やPTAなどの地域住民団体に対し、回収量1kgあたり3円を交付する。また、基準年の回収量と比較して、回収量全体が増加した場合は増加量1kgあたり3円、びん・金属・布の3品目の回収量の合計が増加した場合は増加量1kgあたり7円の加算金を交付する。回収業者に対しては、新聞を除き、回収量1kgあたり段ボール・布類は4円、その他の品目は1円を交付する。

(5) 古紙拠点回収事業

家庭系の古紙類の回収を促進するため、区役所等19か所に設置した古紙回収ボックスや、市内162か所の古紙回収協力店、古紙を回収するコンビニエンスストア（セイコーマート）に加え、地域住民管理型回収ボックス（エコボックス）の普及を図る。

また、事業系の古紙の回収を促進するため、民間古紙回収協力店53か所で古紙を回収する。

(6) 地区リサイクルセンター事業

古紙や雑がみ、びん・缶・ペットボトル、一升びん・ビールびん、容器包装プラスチックなどを含めたさまざまな種類の資源物等を無料で持ち込める回収拠点4か所を運営する。

(7) 家庭系古紙引取案内

個人宅からの古紙回収申込に対して訪問して回収する協力業者の案内を行う。

(8) 事業系資源ごみ回収促進支援事業

「見える化システム」を使用し、実績報告書や開封調査のデータ解析から、廃棄物の排出状況やリサイクルの余地等について「見える化」し、事業者個々にあった具体的なごみ減量・リサイクル活動の支援・啓発を行う。

(9) 「リサイクルプラザ」「リユースプラザ」事業

リサイクルプラザ・リユースプラザにおいて、ごみの減量及び資源化の推進に関する情報の提供や各種講座・体験教室を実施する。

(10) 資源物適正排出に係る啓発の実施

容器包装プラスチックの適正排出を啓発するパンフレットをホームページで公開するほか、出前講座等で配布する。

(11) クリーンさっぽろ衛生推進協議会への支援

札幌市を清潔で住みよい街にするため、環境美化、環境衛生、ごみ減量・リサイクルの推進など、地域に根ざした主体的な活動を行う住民ボランティア団体であるクリーンさっぽろ衛生推進協議会の活動を支援する。

(12) クリーンキャンペーンの実施

5月30日の「ごみゼロの日」キャンペーンを各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力を得て実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集するために必要な機材や人員等の確保、選別するための処理設備の整備状況等を勘案して定めた収集に係る区分は、以下のとおりとする。

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 |
|--|------------|-------------|
| 主としてスチール製の容器 | | びん・缶・ペットボトル |
| 主としてアルミ製の容器 | | |
| 主としてガラス製の容器 | 無色のガラス製容器 | |
| | 茶色のガラス製容器 | |
| | その他のガラス製容器 | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの | | |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | | 容器包装プラスチック |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

| | 5年度 | | 6年度 | | 7年度 | | 8年度 | | 9年度 | |
|--|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|
| 主としてスチール製の容器 | 2,100 | | 2,100 | | 2,100 | | 2,100 | | 2,100 | |
| 主としてアルミ製の容器 | 4,300 | | 4,300 | | 4,300 | | 4,300 | | 4,300 | |
| 無色のガラス製容器 | (合計) 3,500 | | (合計) 3,400 | | (合計) 3,300 | | (合計) 3,200 | | (合計) 3,100 | |
| | (引渡) 3,500 | (独自) 0 | (引渡) 3,400 | (独自) 0 | (引渡) 3,300 | (独自) 0 | (引渡) 3,200 | (独自) 0 | (引渡) 3,100 | (独自) 0 |
| 茶色のガラス製容器 | (合計) 3,200 | | (合計) 3,100 | | (合計) 3,000 | | (合計) 2,900 | | (合計) 2,800 | |
| | (引渡) 3,200 | (独自) 0 | (引渡) 3,100 | (独自) 0 | (引渡) 3,000 | (独自) 0 | (引渡) 2,900 | (独自) 0 | (引渡) 2,800 | (独自) 0 |
| その他のガラス製容器 | (合計) 3,500 | |
| | (引渡) 3,500 | (独自) 0 |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） | 160 | | 150 | | 150 | | 140 | | 130 | |
| 主として段ボール製の容器 | 10,400 | | 10,400 | | 10,400 | | 10,400 | | 10,300 | |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | — | | — | | — | | — | | — | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定めた商品を充てんするためのもの | (合計) 8,600 | | (合計) 8,600 | | (合計) 8,500 | | (合計) 8,500 | | (合計) 8,500 | |
| | (引渡) 8,600 | (独自) 0 | (引渡) 8,600 | (独自) 0 | (引渡) 8,500 | (独自) 0 | (引渡) 8,500 | (独自) 0 | (引渡) 8,500 | (独自) 0 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | (合計) 27,900 | | (合計) 27,800 | | (合計) 27,800 | | (合計) 27,700 | | (合計) 27,600 | |
| | (引渡) 27,900 | (独自) 0 | (引渡) 27,800 | (独自) 0 | (引渡) 27,800 | (独自) 0 | (引渡) 27,700 | (独自) 0 | (引渡) 27,600 | (独自) 0 |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みは、直近3年度の分別基準適合物等の収集、引渡実績及び人口変動率を勘案し、設定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類、分別の区分、収集・運搬の主体、選別・保管等の主体は以下のとおりとする。

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬 段階 | 選別・保管 段階 |
|------------|--------------|-------------|--------------------------|-------------|
| 缶 | スチール製容器 | びん・缶・ペットボトル | 市による 指定日収集 (直営・委託) | 委託業者 |
| | アルミ製容器 | | | |
| びん | 無色のガラス製容器 | | | |
| | 茶色のガラス製容器 | | | |
| | その他のガラス製容器 | | | |
| プラスチック | ペットボトル | 容器包装プラスチック | 市による 指定日収集 (委託) | |
| | その他プラスチック製容器 | | | |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集を実施するに当たっての分別収集対象品目ごとの収集・運搬・処理方法などは、表1に示すとおりとする。

また、実施に当たって、具体的に供する施設を表2に示す。

【表1】

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|------------------|--------------|-------------|------|--------------------|-------------------------|
| 缶 | スチール製容器 | びん・缶・ペットボトル | 袋 | パッカー車 | 資源選別センター (市内2カ所) |
| | アルミ製容器 | | | | |
| びん | 無色のガラス製容器 | | | | |
| | 茶色のガラス製容器 | | | | |
| | その他のガラス製容器 | | | | |
| プラスチック | ペットボトル | 容器包装プラスチック | | パッカー車、 プレスパッカー車 | プラスチック選別センター (市内1カ所) |
| | その他プラスチック製容器 | | | | |

(次ページにつづく)

【表 2】

| 施設の種別 | 対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等 | 施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画 | 管理主体等 |
|--|-------------------------------|---|-------------------|
| 【排出段階】 1 排出容器 | びん・缶・ペット ボトル、その 他プラスチック | （仕様） 中身の識別できる程度の透明度 を有する袋 | 市民 |
| 2 集積場所 | 同上 | 既存のごみステーションの利用 | 市民 |
| 【運搬段階】 1 専用車両 (1) パッカー車 | びん・缶・ペット ボトル、その他プ ラスチック | （仕様） 荷箱容量：8 m ³ | 市 （直営及び委託） |
| (2) プレスパッカー車 | その他プラスチ ック | （仕様） 荷箱容量：8 m ³ | 市 （委託） |
| 【中間処理段階】 1 資源選別センター (1) 選別・圧縮設備 | びん・缶・ペット ボトル | （整備状況） 平成 10 年 9 月 竣工 （仕様） 主要機能：計量機、破袋機、磁選 機、ふるい機、風力選別機、ア ルミ選別機、びん破碎機、集じ ん機、圧縮機、圧縮梱包機など 能力：110t/日（中沼） 77t/日（駒岡） | （一財）札幌市 環境事業公社 |
| (2) ストックヤード | | （仕様） 形状：上屋付ストックヤード 最大貯留量：5,497 m ³ （中沼） 2,183 m ³ （駒岡） | |
| 2 プラスチック 選別センター (1) 選別・圧縮設備 | その他プラスチ ック | （整備状況） 平成 12 年 6 月 竣工 （仕様） 主要機能：計量設備、受入ステー ジ、受入コンベア、破袋機、回 転ふるい機、磁選機、振動ふる い機、アルミ選別機、手選別コ ンベア、圧縮梱包機など 能力：82.6t/日 | 市 （委託） |
| (2) ストックヤード | | （仕様） 形状：2 層式貯留ステージ 最大貯留量：314.6 t | |

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

「燃やせるごみ」の中に、未だ、古紙や雑がみ、容器包装プラスチックが多く混入しているため、更なるごみの減量・リサイクル推進のため、紙類と容器包装プラスチックの適正排出を推進していく。

また、集団資源回収の更なる促進より多くの市民が参加できるよう、集団資源回収に参加していない共同住宅を抱えている地域（町内会等）に対して、清掃事務所が必要に応じてコーディネートを行うなど、一層の集団資源回収を利用しやすい環境づくりを進める。